

令和2年6月11日

保護者様

目黒区教育委員会
目黒区立第八中学校長
飯野 博史

区立小・中学校の教育活動再開時における感染症対策等への協力のお願いについて

本校における新型コロナウイルス感染症対策への対応に、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために、保護者の皆様も含め、子どもたち一人ひとりが感染拡大を防止する習慣を身に付けられるよう、家庭でも指導をよろしくお願いいたします。

記

1 ご家庭での取組について

新型コロナウイルス感染症から子どもたちを守り、お子様が安心・安全な学校生活を送ることができるよう、各ご家庭においても、下記のような取組にご協力ください。

(1) 各家庭での健康観察

ア 児童・生徒は登校前に各ご家庭で検温と風邪症状を確認するなど、健康状態の把握を十分に行い、健康カードに記入して学校に提出します。

イ ご家族の皆様も健康観察を行っていただき、発熱等の症状がある場合は、児童・生徒の登校を控え、自宅で休養するようにしてください。

なお、児童・生徒の自宅休養中の学習保障については、教員が当該児童・生徒宅のポストに課題等を入れたり、電話等にてお子様と直接話す機会を設けたりしたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

(2) 感染症対策の実施

感染症拡大防止には「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」が重要です。

ア 休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意を図ってください。

イ 児童・生徒はマスクを着用して登校させるようお願いします。マスクの着用が、健康上の理由等から難しい場合は、学校にご相談ください。

なお、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと家庭で判断した場合は、児童・生徒の間に十分な距離を保った上でマスクを外すようにさせてください。その際、マスクは持参させてください。

ウ 免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるようにしてください。

2 学校の感染症対策

以下のような感染症対策を行っています。

(1) 児童・生徒への指導内容

ア 新型コロナウイルス感染症の予防についての理解

(ア) 児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行うこと。

(イ) 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童・生徒への偏見や差別が生じないよう、指

導上の配慮等を十分に行うこと。

- (ウ) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけること。
- (エ) 感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつこと。

イ 感染症対策のための基本行動の徹底

- (ア) 感染拡大を防ぐためには、自分の生活や行動を振り返り、一人ひとりが気を付けなくてはならないことを理解し、実践できるようにすること。
- (イ) 基本的な感染症対策を徹底し、可能な限り3つの「密」を避けること。
- (ウ) 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
- (エ) 原則マスクを着用すること。ただし、体育の授業や熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外すことがあること。その際は、換気や児童・生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮を行うこと。

(2) 環境整備

- ア 教室等の換気をこまめに行う。
- イ 児童・生徒の座席の間隔を最大限確保する。給食を開始する際、児童・生徒の座席は、当面の間、前向きとし、会話は控える。
- ウ 教室やトイレなど児童・生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液を使用して清掃を行うなどする。
- エ 空き教室等を活用して、児童・生徒同士の間隔をできる限り保てるようにして授業を行う。

3 人権への配慮について

(1) 児童・生徒に対する差別や偏見の防止

新型コロナウイルス感染症に関連し、海外から帰国した児童・生徒、外国人児童・生徒感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではないことを家庭でも確認してください。

(2) 情報モラルの確認

情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、情報に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について家庭でも確認してください。

また、SNSで相手を傷つけるようなことを発信するなど、携帯電話を介した様々なトラブルの未然防止のため、各家庭において再度、フィルタリングやアクセス制限等の適切な利用環境の設定や時間、使い方のルール等の「家庭内でのルール」について確認をしてください。

(3) 児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア

児童・生徒に少しでも気になる様子が見られる場合、子どもや保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合は、学校にご相談ください。また、学校ホームページには、相談窓口「いじめなど、困ったときの相談は…」を掲載しています。

4 新型コロナウイルス感染症に関する連絡について

児童・生徒、並びに同居するご家族等が、新型コロナウイルス感染症の「感染者」または「濃厚接触者」となった場合は、速やかに学校にも連絡してください。なお、児童・生徒、教職員が「感染者」となった場合は、原則として14日間の「臨時休業（学校閉鎖）」となります。

以 上

連絡先

目黒区立第八中学校

副校長 河合富士夫

電話 3714-4594